

公立大学法人 長野大学

第 1 期中期計画

(平成 29 年 4 月～平成 35 年 3 月)



公立大学法人

長野大学

NAGANO UNIVERSITY

◆ 目 次

はじめに	．．．．	P1
第 1 中期計画の期間	．．．．	P2
第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	．．．．	P2～P12
1 教育に関する目標を達成するための措置	(P2～)	
2 研究に関する目標を達成するための措置	(P9～)	
3 地域貢献、地域の人材育成等に関する目標を達成するための措置	(P10～)	
4 国際交流に関する目標を達成するための措置	(P11～)	
第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	．．．．	P12～P13
1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	(P12)	
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	(P12)	
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	(P13)	
4 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	(P13)	
第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	．．．．	P13～P15
1 安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置	(P13)	
2 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	(P14)	
3 経費削減に関する目標を達成するための措置	(P14)	
4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	(P15)	
第 5 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	．．．．	P15～P16
1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置		
2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置		
第 6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	．．．．	P16
1 社会的責任に関する目標を達成するための措置	(P16)	
2 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置	(P16)	
3 安全管理に関する目標を達成するための措置	(P16)	
4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置	(P16)	
第 7 予算、収支計画及び資金計画	．．．．	P17～P19
1 予算（平成 29 年度～平成 34 年度）		
2 収支計画（平成 29 年度～平成 34 年度）		
3 資金計画（平成 29 年度～平成 34 年度）		
第 8 短期借入金の限度額	．．．．	P19
1 限度額		
2 想定される理由		
第 9 重要財産の処分（譲渡・担保提供）計画	．．．．	P19
第 10 剰余金の使途	．．．．	P19
第 11 施設・設備に関する計画	．．．．	P19
第 12 人事に関する計画	．．．．	P20
第 13 積立金の使途	．．．．	P20
第 14 その他法人の業務運営に関し必要な事項	．．．．	P20

はじめに

公立大学法人長野大学(以下長野大学という)は、「信州の学海」の伝統を受け継ぎ、地域に根ざした大学として教育と研究を推進させ、地域の産業及び社会の持続的発展に貢献する知の拠点を形成することを目的に、上田市が設立した。

このため、長野大学は地域社会に貢献する人材育成の拠点づくりを目指し、中期目標に示された「豊かな人間性」と「高い専門性」、「国際的な視座を持った実践力」を身に着けた人材を育成するとともに、市民によって支えられる大学であることを自覚し、地域を主題とした研究を推進し「地域課題の解決システム」の構築と、新たな地域の創造に寄与する人材を受け入れ、育成し、輩出する「地域人材の循環システム」を構築する。

また、教育と研究、地域貢献の進展を図り、この地に生きる、教養ある職業人(新たな地域の創造に寄与する人材)を育成するとともに、地域に愛され、地域の力になる大学として発展していくために、中期計画に定めた大学運営に関する以下の取り組みを着実に進め、経営及び教育・研究内容の点検と改善を常に行い、理事長と学長のリーダーシップのもと、全教職員が一丸となって改革を実践していく新しく活気のある大学づくりにまい進する。

<重点事項>

【教育】

- (1) 教養教育と専門教育を通して、広い視野に立つてものごとを自力で判断できる力を育成し、各分野においてリーダーシップが発揮できる高い専門性と問題解決能力を持った社会の持続的発展に貢献する人材を輩出する。
- (2) 学生自らが地域づくりや、企業、組織等の課題発見・問題解決活動に取り組むことによって地域社会に求められる能力・姿勢に気づき、向上させることができるよう支援する。そのために地域社会の人々との協働による学びを通じて、地域課題の解決に役立つ多面的・総合的な知識や能力を育成する地域協働型教育を教育の柱に据える。
- (3) 地域の実情を知ると同時に、卒業後の進路や、将来を意識した取組を充実させるために、企業・組織・自治体や地域住民との連携を強化して、学生のゼミナールやフィールドワーク、実習・インターンシップによる学修を促進する。

【研究】

- (1) 地域を研究の主題とする大学を目指し、教員は、様々な課題に地域と協働で取り組み、自身の問題意識と研究力量を継続的に向上させ、現実的な問題を解決するための研究成果を作り出す。この成果を地域社会に還元し、持続可能な共生社会の創造に寄与する。
- (2) 科学研究費補助金、各種寄付金、共同研究・受託研究収入など競争的外部資金を獲得できるよう応募に当たっての教員への関連情報の提供・アドバイスの実施等による支援など、研究支援体制を整備する。
- (3) 教員が研究成果をあげられるよう、特に大学運営業務において、会議の削減や時間短縮等の負担軽減を図るなど、研究環境の改善を行う。

【地域貢献】

- (1) 地域と協働し、安心して暮らし続けられる「まちづくり」や、地域の産業振興と持続的発展に寄与できる「ひとづくり」の実現を目指し、平成29年度に「地域づくり総合センター」を創設する。センターでは、人口減少対策、地域住民の福祉向上、産業振興、人材育成、起業支援、移住促進など地域が抱えている課題の解決に向けた取組を推進する。

- (2) 地域課題の解決を担う意識・意欲の高い学生を積極的に受入れて、地域を常に意識できる人材に育成するとともに、卒業生の上田地域における就職や社会活動への参加を促進する。

【大学運営の改善】

- (1) 理事長のリーダーシップのもと、必置機関である経営審議会に加え理事会を設置し、積極的に経営改善を図りながら経営基盤の確立に取り組む。
- (2) 法人組織を強化するために、財務体質の強化、学外関係組織との渉外、大学改革に必要な学内外の情報収集・分析に取り組む「総合戦略室」を新たに設ける。
- (3) 経営審議会には、外部有識者の意見を大学経営に反映できるよう、外部委員を半数以上とする構成とし、運営の確立に取り組む。
- (4) 入学定員の見直し(平成30年度:1年次340名、編入25名、平成31年度:1年次380名、編入25名)、寄附金募集等により自己収入の増大を図る。また、組織の見直し、教職員の確保・育成研修・意識改革を進めつつ、費用対効果を意識した給与体系・職員任用を進めるなど、各種経費の効率化を図り、大学運営の健全化を図る。
- (5) 地域特性や受験生のニーズ及び地元産業界の意向を踏まえ、時代や社会に求められる学部・学科編成及び大学院設置に向けて学内委員に学外有識者委員を加えた検討組織を置き、検討を行う。
- (6) コンプライアンス意識をもって大学運営を行うための組織を設置し、検証を常に行い、全学への徹底を図る。

上記、重点項目を実現するため、法人運営の指針となる中期目標に基づき、次のとおり中期計画を定める。

(註) 各計画の実施にあたり、年度の記載がない項目については、原則、平成29年度から着手する。

第1 中期計画の期間

平成29年4月1日から平成35年3月31日までの6年間とする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

下記、長野大学改革検討委員会報告書※の意見を尊重して、改革を推進するため、後述の取組を進める。

- ① 現行の「社会学系」領域に加え、「理工系」の学問領域を設置する。なお、設置の時期、財政的な検討、入学者・就職先の見通し、教員確保の見込みなどに留意する。
- ② 教育・研究の促進を目的とした新たな教員業績評価制度を構築する。
- ③ 産業界との連携強化による地域人材の育成と輩出を推進する。

※ 長野大学改革検討委員会は、外部委員を含む委員会で公立大学法人化後の大学像及び中長期的な改革の検討を行った。検討結果は、平成28年11月24日学校法人長野学園に答申された。

(1) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

ア 教育内容の改善

地域が直面している課題に向き合い、その課題に取り組み続けられる「地域の未来を創造できる人材」を育成する。

このため、対話的討論により、自身で考え、自らの力で判断できる能力を養成する「教養教育」と職業人として必要な能力を養成する「専門教育」、地域社会の人びととの学びを通じて、地域課題の解決に必要な多面的・総合的な知識を共創する力を育成する「地域協働型教育」をディプロマポリシーに基づき実施する。

(ア) 教養教育

対話的討論を基本とした少人数講義とゼミナールを展開し、自分が直面している課題を自らの力で考え、判断し、明晰に言語表現できる能力を養成するとともに、「信州の自然・文化・風土をフィールドとし、現代社会が提起する諸問題を多面的・総合的にとらえ、自らの役割を的確に認識し実行できる人材」の育成を教養教育の理念として掲げ、教育を行う。

また、地域社会、国際社会で活躍できる人材を育成するために必要な科目を設けるなど、教養教育(カリキュラム)の見直しを適宜行う。

【関心・意欲の喚起】

1年次よりゼミナールを展開させることにより、常に知的好奇心を失わず、論理的・批判的に思考する意欲を喚起する。

【自学自修の態度】

知識を単に伝達するだけでなく、課題を投げかけ、学生自身がその課題に向き合うことにより、自学自修の態度をもち、生涯にわたって自己を啓発していく力を身に付ける。

【知識・理解力の養成】

1年次よりゼミナールを展開させることにより、現代社会が提起する諸問題を多角的・総合的にとらえる知識と理解力を養成する。

【思考・判断力の養成】

自主的・自立的な人間として社会とかかわり、責任ある役割を担うことができる力を養成するために、現場体験学習及び協働型学習を重視する。

【技能・表現力の養成】

国際社会で活躍できる人材を育成するため、教育内容やクラス編成(レベル)を見直すなど「外国語教育(英語、中国語)」を強化するとともに異文化理解・国際理解を目的とした、海外学術交流協定大学等での学習プログラム(2~3週間)「海外研修」を積極的に促し、国内外で他者とのコミュニケーションを円滑に図ることができる知識や技能を養成する。

(イ) 専門教育

地域や組織のなかで、リーダーシップが発揮できる高い専門性と問題解決能力を持った、持続可能な地域活性化を牽引できる人材を育成するため、学部のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づいた教育目標とその達成に取り組む。

また、新たな領域の設置に向けて、カリキュラムやコース編成を適宜見直す。

【社会福祉学部の教育目標】

複雑化する福祉課題に対応するための知識と技術を身につけ、人々の福祉の向上に寄与できる人材を育成する。

そのために、ミクロ(個人、家族)・メゾ(組織、施設)・マクロ(制度、政策)レベルの専門知識及び技術力を育成する教育を展開するとともに、福祉課題を身近なものとしてとらえることができるよう、演習・実習、インターンシップなど、実践的な学びを重視する。

また、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムづくりを目指し、長野県の特性を活かした独自性のある科目を配置し、地域福祉に貢献できる力を育成する。

【環境ツーリズム学部の教育目標】

地域社会の伝統、文化、自然環境、観光、ビジネスに関する知識を身につけ、持続可能な地域社会の発展に寄与できる人材を育成する。

そのために、ゼミナール教育を基本とし、学生の主体的な課題の設定、学生が自ら提案するプロジェクトの実施による実践的、創造的能力の形成、及び、プロジェクトの実施という同じゴールに向かって教員がゼミナール学生の成長を支援する。

ゼミナール教育を通じて、学部の専門性である「環境」、「観光」、「地域づくり」を活かした研究と教育の成果を、本学におけるゼミナール大会や研究対象となった地域での成果報告会、千曲川流域学会における研究報告などを通じて、地域へ還元する。

また、体験知と文献知を融合し得る能力、他者とのコミュニケーションと相互理解をとおして自己を高める能力を醸成するため、調査・フィールドワーク系科目の充実を図る。

【企業情報学部の教育目標】

人間・社会などに関する幅広い識見を有し、企業や社会に関する主要な課題を発見し、それを解決する上で必要な、経営・情報・デザインの領域に関する専門的・総合的な知見を身につけた人材を育成する。

そのために、企業・組織や地域住民との連携に基づく「相手を意識した学び」を展開し、学生の意識を高め、動機を形成する。

具体的には、ゼミナール形式の「プロジェクト研究」において、課題発見・問題解決学習に挑戦するとともに、その学びを進める上で必要とされる「経営・情報・デザイン」などの専門学習に努める。この過程と機会を通して、学生は社会や企業・組織で求められる問題解決能力とともに、職業人としての専門基礎能力を身につけ、実社会の様々な場面やビジネスシーンで活躍できる能力を身に付ける。

(ウ) 地域協働型教育

地域の人々と、教員と学生が共に地域課題を発見し、地域が持つ「地域の経験知」と教員が持つ「科学的知識」に支えられ、以下の教育活動に取り組む。

【地域の経験知と大学の科学的知識との結合】

ゼミナールを中心とした少人数教育において、地域社会をフィールドとする学修活動を通じて、地域で活動している人々の経験知を肌で学び、それを大学の科学的知識と結合させ、地域課題の解決に役立つ多面的・総合的な知識を共に創ることができる力を育成する。

また、地域に定着し地域を支える若者を育成するため、高校と大学がそれぞれの教育資源を活用した教育に取り組む。併せて、専門領域の一部においては、中学校・小学校の総合学習等を協働で実施する。

【地域課題を発見・解決する教育】

上田市が設置した「まちなかキャンパスうえだ」を活用し、地域住民や企業、行政、NPO等と協働で地域課題を発見し解決する教育を展開する。

イ 授業内容の改善

(ア) FD 活動 (Faculty Development : 教員の教育能力を高めるための組織的取組) の促進

FD 委員会を設置し、教員の教育活動に対する自己点検と相互研さんの場として「教育実践交流広場」を実施するなどFD活動を促進し、PDCAマネジメントサイクルによる授業内容改善を図る。

(イ) 授業評価アンケートによる改善

授業評価アンケートを年2回実施し、アンケート結果を学生・教職員に公開するとともに、授業内容の改善に努める。

(ウ) 成績評価システム及び履修体系の整備

【GPAの導入】

成績評価の厳格化を図ることを目的としたGPA(Grade Point Average:履修科目ごとの成績に評点を付けて全科目の平均値を算出する成績評価システム)を導入する。(平成30年度～)

なお、導入にあたって、学生への影響や問題点の洗い出しなど平成29年度から具体的検討に着手する。

【履修系統図、ナンバリングの導入】

学生が個人のレベルや専門を勘案して授業科目の履修を図るため、履修系統図又はナンバリング(授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系的性を明示する仕組み)を導入する。(平成32年度～)

なお、導入に向けて、平成29年度から他大学の情報を収集するとともに各学部のカリキュラムの見直し状況、新たな学問領域の検討経過に注視しながら検討を進める。

(2) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

ア 教員の採用と評価の実施

(ア) 教員の採用

教員の定員は大学設置基準に基づいて定め、各学部に年齢構成にも配慮しながら、適正に配置する。また、今後、特に究めるべき学問領域には重点的な配置も検討し、主要科目は専任教員が担当できるように努める。

教員の採用は、学長のもとに人事委員会を設け、教育に関する目標を達成するため、公募により優秀な人材を確保する。公募は求める人材像を明確にした上で、選考方針に基づいて審査を厳正に行う。審査の内容は、主に、教育、研究、社会活動及び人物等について、書類審査、面接審査に加え、模擬授業も行い教育上の能力を評価して採用を決定する。

(イ) 教員の評価

教員評価制度を導入して、教員の意識改革と教育研究活動の活性化を図る。教員評価の時期は、採用時、任期を迎える時期、昇任を迎える時期に行う。評価の内容は、主に、教育、研究、管理運営、社会貢献等を総合的に行う。評価者は専門分野の近い教員によるピア・レビュー(同僚評価)に加え、当該学部長や他学部の教員も行う。

また、教員の任期制を導入し、教員が主体的に教育研究活動を向上させ、教員集団の組織的協働を推進する。任期は原則的に5年とし、在任期間中の業績評価に基づいて、任期の更新やテニューア(終身雇用資格)の取得を審査する。

一方、各年度の教員評価については、各教員は毎年定期的に教育・研究・地域貢献活動等業績を更新し、学部長が教育歴や研究歴等を評価する。また、教員表彰制度を設け、教育、研究、地域貢献などの分野で高い成果を修めた教員に対しては、研究費の優先配分等を行う。

(ウ) 教員の資質向上

研究面の資質向上のため、各教員は毎年定期的に教育・研究・地域貢献活動等業績を更新することによって、自己評価を促進するとともに、翌年度の研究計画を立案する。また、「研究交流広場」を定期的実施し、異なる専門分野の研究者との積極的な意見交換を促進する。

また、教育面の資質向上のため、FD活動を充実させ、「教育実践交流広場」を実施し、優れた教育実践について教員が相互研鑽する。また、授業アンケートを Semester※ごとに行い、結果を分析、評価することによって、授業改善を行う。加えて、教員相互の授業参観や学外への開放講義も行う。

※ セメスター制とは、4～9月の前学期と10月～3月の後学期の2学期を設け、半年間の学期ごとに授業が完結し、単位を修得する制度。

イ 教育環境の整備

(ア) スチューデントアシスタントの充実

対話的討論や課題発見・問題解決型学習を充実させるため、スチューデントアシスタント(学士課程の学生が教育の補助を行う制度)など教育支援体制を充実させる。

(イ) カリキュラムの見直し

社会や学生のニーズに合ったカリキュラムの見直しを適宜行う。そのために、高校訪問や高校教員説明会等で集約した要望や意見、地元経済界、自治体、活動団体などからの要望や意見を参考に、検討し見直す。

(ウ) キャンパスミーティングの実施

「キャンパスミーティング」を年2回開催して、学生の要望や意見を汲み上げ確認し、全ての学生が学びやすい教育環境の整備に努め、教育活動の向上を図る。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学生生活支援

(ア) 心身の健康保持支援

学生の心身の健康の保持を図るため、教職員と学生相談室(相談員配置)及び保健室(保健師等配置)を置き、教職員と学生相談室及び保健室、また、医療機関と連携して学生を支援する。

加えて、心の健康相談と早期改善に結びつくようにキャンパスソーシャルワーカー(大学内で相談援助を行う者)を配置し、メンタルヘルスを行うとともに、専門医の受診を紹介するなど、学生支援体制の充実を図る。

(イ) 学修支援

新入生の大学への適応が円滑に進むよう、入学前学習と入学後のオリエンテーションの充実を図るとともに、在学生にはアドバイザー(担任制)による学修支援及び個別相談を行う体制を整備し、学業不振による退学者の減少に努める。

加えて、専門図書蔵書及び自主学修スペースの整備など図書館の充実とレファレンスサービス(利用者が求めた情報や資料を検索・提供・回答する業務)を行うなど学修支援の充実を図る。

(ウ) 課外活動支援

学生のサークル、ボランティア、委員会、自主的な研究活動等を奨励するとともに、強化サークルを指定し、支援する制度の充実を図る。

また、学生表彰制度を設け、課外活動等で顕著な成績成果を上げた学生、社会に貢献した学生を表彰し、さらなる活動の向上に努める。

(エ) 学生・卒業生アンケートの実施

学生アンケートやキャンパスミーティングを実施し、学生の意見や要望・提言を聞く体制を作るとともに、卒業生に対し、学生生活の満足度やその修得効果などについて意見、要望をアンケート調査で聴取しその結果を今後の教育や学生支援等の改善に活かす体制を構築する。

(オ) 学生への情報伝達体制の整備・構築

安全で快適な学生生活を送ることができるよう、休講情報、災害情報、気候情報、防犯情報、その他緊急を要する情報など長野大学専用のポータルサイトを活用して、迅速に情報を伝達する。

(カ) 学生支援の充実による退学率の減少：上記の教育及び学生支援の(1)から(3)の目

標を踏まえた計画

学生の退学の主な理由は、「就学意欲を見出せないことによる学業不振」、「メンタル上の課題」、「経済的事由」などとなっている。退学率の減少にかかる基本的な対策としては、1) 学生の授業への出席状況及び単位修得状況の把握と面談支援、2) 学生のメンタルを含む健康状況の把握と相談支援、3) 学生の生活や経済状況の把握と経済支援制度の拡充、などを図る。特に、「就学意欲を見出せないことによる学業不振」への対策としては、学生が目標をもちながら計画的に学習できる制度や仕組みについて検討するとともに、学生がこれまでの自分について振り返り、大学の学びや将来の進路の方向性を主体的に考えられるような機会について検討する。

学生の計画的学習のために、A) 授業における予習・復習の重視と単位の実質化、B) 履修制限単位数の設定、C) 未修得単位の追加履修(各学期の未修得の一定単位分を次期において履修可能にする)、D) アドバイザー教員による学生の出席・単位修得状況の把握と、出席不良・単位未修得学生の学習支援、などを行う。

また、学生の主体的学習のために、A) これまでの自分の生き方について対話の中で振り返り、これからどのように生きていくのか(ないし仕事をしていくのか)を協働で考える「全学共通ゼミナール(初年次ゼミナール)」、B) 協働作業や対話の中から多面的な視点で物事を考え、今後の方向性や自らの仕事のありようについて考える「ゼミナール、実習・インターンシップ」、C) 地域(社会、企業・組織)の現状を捉えて、地域をこのようにしたいということについて、地域住民、地域企業・組織と学生とが協働で考える「プロジェクト」などを推進する。

イ 経済的支援

学生の学修意欲を喚起するため、特待生制度の充実を図るとともに、罹災・災害等にみまわれた学生や生活に困窮した学生への経済支援制度・奨学金の充実を図り、経済的理由による退学者の減少に努める。

そのため、他の公立大学の取り組み状況を調査検討し、合わせて学生の経済状況の把握に努め、経済支援制度・奨学金を開学後早期に確立する。

ウ 障がいのある学生支援

障がいのある学生に対するノートテイク等による情報保障に加え、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき適切な運用を行う。

また、「障がいのある学生との懇談会」を年2回開催し、そこで出された支援内容や施設設備(バリアフリー)に対しての意見や要望を吸いあげ、学生支援体制の充実を図る。

エ 就職支援

(ア) 就職指導体制の整備

大学卒業後の就職・進学の方角性を自覚的・主体的に考えられるよう、また、卒業生に対する就職者・進学者の割合を高めるよう、さらに、地域内就職者の割合を高めるよう、これまで展開してきた特別コース※を推進していくとともに、低学年からのキャリア教育の強化や、個々の学生の資質、希望を的確に把握し、指導する体系的な体制を整備する。

具体的には、1) 低学年からの企業・組織・地域社会の課題発見・問題解決型のゼミナールやプロジェクトの推進、2) 学生の職業観を低学年から段階的に養成するキャリア教育(職業観養成科目)及びキャリアディベロップメントプログラム(採用試験・検定試験対策講座)の整備、3) 学部の特性を踏まえたインターンシップ先(実習先)の開拓と実習内容の拡充、4) 学生が進路に向けた活動時に就職活動に注力できるような学生の履修支援体制の整備、5) 学生が進路を選択・開拓する上で有用な就職活動ガイダンス・就職活動ゼミナール(採用担当者・実務家の招聘による職業観の養

成、業界・企業・事業・仕事の理解、コミュニケーション能力やマナーの涵養、自己紹介書の作成支援、面談練習支援)の実施、6) 上田地域定住自立圏域をはじめとする県内の企業・組織を招聘した合同企業説明会(業界・仕事研究セミナー)及び個別企業説明会の実施、7) 学生の大学院(修士課程)進学に向けたアドバイザー教員による研究計画策定支援、口頭試問対策支援及び専門試験対策支援の実施、8) アドバイザー教員及びキャリアカウンセラーによる学生の就職・進路にかかる状況把握と相談支援体制の強化、などを図る。

※ 特別コース：資格の取得(TOEIC、中国語検定等)や採用試験合格(公務員等)に向けて、低学年から取り組む学部横断型のコース

(イ) 企業・組織との連携強化による地域人材の育成と輩出

【地域が求める人材の育成に向けた取組】

就職支援については、社会に有用な事業を展開する地域内・地域外の優良企業・組織を特定し、学生に対して適宜紹介するとともに、学生がそれら企業や事業・仕事の特徴などを理解し、効果的な就職活動が展開できるように支援する。特に、地元企業・組織(国際的な事業を展開する企業・組織を含めて)については、ヒアリング調査や卒業生との繋がりを強化するなど、地元企業・組織が求める人材像(能力・資質)を定期的に確認して可能な限り教育内容や、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー等に反映する。また、地元企業・組織でのインターンシップや実習等の就業体験の機会・内容を拡充し、学生の業界や企業、事業及び仕事などへの理解を深めるとともに、学生が地元で生きることを実感できるように支援する。

【地元企業・組織との連携による教育の充実】

現在試行的に進めている地元企業・組織との産学協同プロジェクトをさらに拡充し、学生が企業や組織とともに事業開発や商品開発等に取組むことにより、職業観や勤労観、さらには職業人として必要な知識・能力・姿勢を習得できるように支援する。また、上記のインターンシップ(海外インターンシップを含む)や実習等の受入先を新規に開拓するなど、地元企業・組織との連携による教育を充実させ、共に学生を育成するシステムを構築する。そして、このような地域協働型教育により、地元で生きることを重視する学生が、実際に進路選択ができるように、県内及び上田地域定住自立圏域内の企業・組織を招聘した「合同企業説明会(業界仕事・研究セミナー)」や、「個別企業説明会」を実施する。

【地元企業・組織の魅力を伝える】

地元の企業・組織訪問を実施し、求人や求める人材像(知識・能力・姿勢・態度等)にかかる情報収集をするとともに、学生にそれらの情報を適時提供する。また、本学教職員とともに、旧学校法人の同窓会、卒業生などの協力を得て、積極的に企業・組織開拓をする。関連して、就職情報に精通したカウンセラーを配置し、きめ細かな就職支援を行う。大学独自の「合同企業説明会(業界・仕事研究セミナー)」、「福祉の職場説明会」や懇談会を開催し、地元企業や組織(社会福祉法人等)の魅力を学生に伝え、県内及び上田地域定住自立圏域内(上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町、立科町、嬬恋村)への高い就職率を目指す。

(ウ) 企業・組織等アンケートの実施

採用いただいた企業・組織等に対し、本学卒業生の印象、本学に求めるものなどについてアンケート調査を行い、教育内容の改善に役立てる。また、公務員試験合格や教員免許取得、国際的職業人の育成等に向けたキャリアディベロップメントプログラムを計画・策定し、各種試験・資格対策講座を企画・運営する。

学生支援に関する指標

- ◇ 就職決定率(就職者数÷就職希望者数×100): 95%以上
- ◇ 卒業生に対する就職者・進学者の割合((就職者数+進学者数)÷卒業生数×100):創設後、3年後の平成31年度までに公立大学同系統の数値(88.8%)以上をめざす。
<参考>公立大学同系統の「卒業生に対する就職者の割合」は、88.8%(出典:大学の真の実力情報公開BOOK 2016)
- ◇ その他、学生支援に関しては、以下の指標等も設定し、学生支援の方策の有効性を評価する。毎年度、各指標の結果を分析し、翌年度の年次計画に改善策を盛り込む。
 - 退学率(年間退学者数÷在学者数×100)
 - 地域内就職率(地域内就職者数÷就職数×100)

(4) 学生の受け入れと入学者選抜に関する目標を達成するための措置

ア 学生の受け入れ

- (ア) 学部の入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を明確に位置づけ、受験生が理解し、目的意識をもって志願できるように努める。
- (イ) 高い目標をもって、勉学に取り組む意欲があり、本学で培った知識や技術を活かし、地域社会に貢献しようという志のある者を積極的に受け入れる。

イ 入学者選抜

- (ア) 一定の基礎学力を備え、かつ学ぶ意欲の高い学生を確保するため、主体性・協働性・思考力・判断力など多面的、総合的に評価し、選抜できる入試制度(調査書の活用、資格・検定試験の活用など)を実施する。
- (イ) 学ぶ意欲の高い受験生を安定的に確保するため、入試の動向や入学後の学生の状況を確認しながら、AO入試、推薦入試、一般入試の募集人員の配分や試験内容を適宜見直す。
- (ウ) 入試の実施にあたっては、受験生のニーズに対応し、適切な地方入学試験会場を設定する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準の向上及び研究成果に関する目標を達成するための措置

ア 研究水準の向上

地域を研究の主題とする大学を目指し、学術研究はもとより、新たな産業の芽を生み出すなど、地域に貢献する研究活動や研究成果を社会に発信しつつ、積極的に地域住民や企業、行政、NPO等と連携し、本学教員を中核とした地域協働による共同研究を推進する。

イ 研究活動の活性化と研究成果の普及

- (ア) 研究における自己点検と教員同志の相互研鑽の場として「研究交流広場」を実施する。
- (イ) 「科学研究費補助金」等競争的外部資金の申請数を増加させる。
- (ウ) 教員の研究活動や研究成果、論文等の実績について、研究分野の特性を踏まえながら教員の業績を管理する体制(教員の研究成果を電子データとしてデータベース化し、保存、公開する)を構築し、ホームページ等を通じて公表する。
- (エ) 教員の研究活動の奨励と、研究水準の向上を図るため、教員表彰制度に加えて、国内・国外研修・留学などサバティカル制度(教員が一定期間研究に専念する研修制度)の利用を活性化させるとともに、研究費等の充実などインセンティブが働く評価制度を構築する。(平成31年度～)

(2) 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

ア 研究支援体制の強化

「科学研究費補助金」等競争的外部資金の新規申請率を向上させるため、外部研究資金の募集情報を積極的に収集、教員に迅速に提供し、申請に当たっての内容説明や申請書類作成支援を行うなど、応募に当たっての関連情報の提供やアドバイス等研究支援の体制を強化する。

また、研究資金の獲得者や応募者に対して、インセンティブ(学長裁量経費等の配分など)を与える制度を創設する。これらによって、外部資金の新規申請件数・獲得件数増を働きかけ、公立大学の新規申請率平均(43.5%)以上を目指す。(平成33年度)

イ 公的研究費の管理・監査のガイドラインに係るコンプライアンスの徹底

文部科学省が示す「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を遵守し、学内の公的研究費の管理・監査のガイドラインに係るコンプライアンスの徹底を図る。

3 地域貢献、地域の人材育成等に関する目標を達成するための措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するための措置

ア 「地域づくり総合センター」の創設と「地域課題の解決システム」の構築

(ア) 平成29年度に「地域づくり総合センター」を創設し、理事長及び学長のリーダーシップのもと、地域の課題解決に取り組む体制をつくる。また、大学の地域貢献活動の総合窓口としての機能を果たすとともに、市への政策提言を行うなど政策課題の解決に協力する。

(イ) 「地域づくり総合センター」に地域の課題の特定や、解決の方向性を検討するために「産学官地域連携会議」を設置し、以下の事業項目を推進する。

【地域の総合的課題にかかるプロジェクトの推進】

福祉、教育、心理、環境、観光、企業経営、起業、情報、デザインなどの地域の総合的課題にかかるプロジェクトを推進する。

【地域活動等の支援】

学生の主体的な地域活動やボランティア活動を支援する。

【地域人材育成プログラム】

本学学生のみならず、社会人や高校生等を念頭におきながら、地域人材を育成するプログラムの運営を進め、地域産業の振興や創業支援による雇用創出と若者の定着を推進する。

【政策や課題の提言】

自治体等への政策や課題の提言、各計画の策定に対する参画や推進のための助言を展開する。

イ 連続講座・公開講座の充実と「まちなかキャンパスうえだ」の活用

連続講座及び公開講座を、大学や「まちなかキャンパスうえだ」で開催し、市民サービスの充実を図るとともに、他大学や商店街等と連携した事業を実施する。また、授業の一般開放等を充実させる。

(2) 地域で活躍する人材育成に関する目標を達成するための措置

「地域人材の循環システム」を構築するために、以下の取組を進める。

ア 「地域を担う若者」の受け入れ

上田地域定住自立圏域内出身者の進学機会の確保を図るため、推薦入試の募集人員の設定において、長野県及び上田地域定住自立圏域内出身者の優先枠を設定する。

イ「地域で活躍する人材育成」の仕組み

- (ア) 教養教育において、対話的討論や課題発見・問題解決型学修により、自身で考え、判断し、明晰に言語表現できる能力を養成する。
- (イ) 専門教育において、企業・組織での仕事や、地域社会での役割を想定しながら、職業人として必要な知識・能力・姿勢を養成するとともに、基盤的専門知識の修得と、実践的応用力を養成する。
- (ウ) 地域協働型教育において、地域住民、企業・組織と協働しながら、地域課題を発見し解決する教育を展開することによって、課題発見・問題解決能力を養成する。

ウ「地域の企業・組織に送り出す」仕組み

- (ア) 地域社会や企業・組織で必要とされる知識・能力・姿勢を把握できる仕組みを構築する。
- (イ) 地域社会の人材ニーズを教育活動に反映するとともに、学生が地域に生きることを想定し、地域課題の解決を意図するゼミナール、実習、プロジェクトを推進する。
- (ウ) 地域の企業・組織の魅力や理解を深める機会として、企業・組織と学生が交流する合同企業説明会を開催する。

(3) 教育機関との連携に関する目標を達成するための措置

ア 教育機関と大学教育との連携強化

(ア) 小学校・中学校・高等学校との連携

地域に定着し地域を支える若者を育成するため、高校と大学がそれぞれの教育資源を活用した教育に取り組む。併せて、専門領域の一部においては、中学校・小学校の総合学習等を協働で実施する。

(4) 産学官連携に関する目標を達成するための措置

ア 産業界・地域団体との連携

- (ア) 「地域づくり総合センター」を窓口として、産業界・地域団体との連携を積極的に進め、受託研究に取り組む連携協定の締結を促進する。(平成31年を目途に約10件)
- (イ) 教員業績データベースによる教育・研究活動等状況に関する情報の発信と受託研究等の促進を図る。
- (ウ) 大学のシーズ(教員の教育・研究活動などの取組)を積極的に発信し、地元企業や組織(社会福祉法人等)のニーズとのマッチングを図り、受託研究等や人材育成(職員研修)、新規事業の展開・商品開発等に結びつける。
- (エ) 教育研究活動等の報告会を定期的を開催し、大学の教育研究を促進するとともに、研究成果を地域社会へ還元する。

イ 地方自治体等との連携

- (ア) 審議会等の委員の委嘱、講師の派遣、行政課題の解決や人材育成等のための共同事業の実施等により、地方自治体、特に上田市との連携強化に取り組む。
- (イ) 上田市職員等の研修機関としての役割を果たす。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 海外学術交流協定大学との人材交流

ア 留学生の受け入れ

地域企業・組織における海外の人材ニーズを把握するとともに、地域企業・組織に送り出す仕組みを構築するなど留学生にとって魅力ある取組を進め、地域産業の国際化に寄与する。

イ 新たな学術交流協定の締結と国際社会で活躍できる人材育成（海外研修・留学の推進）

地域産業の国際化に寄与できる人材を育成するため、「語学学習」の充実を図る。また、学生の海外研修・留学や教員の共同研究を推進するため、海外の大学との新たな学術交流協定の締結に取り組む。

(2) 留学生への支援体制の充実

ア 留学生支援体制の整備

国際交流に関する専任スタッフの配置等により、留学生の学修環境、就職、進学、在留資格認定証明書交付申請等の支援体制の充実を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 迅速かつ適切な運営体制の構築

ア 理事長と学長(副理事長)の主導のもとに、法人及び大学の各組織の権限と責任を明確にし、迅速な意思決定と実行力のある組織体制を構築するとともに、大学のビジョン、目標に向かって教職員全員が一丸となって、取り組む。

イ 小規模組織の利点を活かし、教育改革など具体的な政策形成の過程において、経営と教学とが日常的にすりあわせが行える運営体制、形態の仕組みを構築する。

ウ 不断の改革を実行するため、教職員がその責務を自覚し、当事者意識をもって大学運営に参画する仕組みを構築する。

(2) 自主的・自立的かつ効率的な運営体制の構築

ア 理事や経営審議会委員に学外有識者を登用して、大学改革に必要な学内外の情報収集・分析に取り組む「総合戦略室」を設置するなど、組織の機能を強化し、戦略的な組織運営を行う。

イ 監査制度の活用による法人業務の適正処理を確保する。

(ア) 監事を中心とした実効性のある監査体制を整備する。

(イ) 監査結果を大学運営の改善に反映させる仕組みを構築する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 学部・学科編成の見直し

開学後、速やかに学内委員に学外有識者委員を加えた検討組織を置き、地域社会から評価される大学となるべく、受験生のニーズ及び地域企業などからの意見・要望などを踏まえ、時代や社会に求められる学部・学科・コース編成の改編を検討する。なお、改編にあたっては、文理融合の視点から、現行の「社会科学系」領域に加え、「理工系領域」など新たな学問領域の設置を検討する。 < 大学院設置の検討

地域づくりを担い、地元企業や組織で必要とされる高度な人材を育成するとともに、専門的な資格の取得を促進し、地域課題の解決に寄与する「大学院」の設置を開学後、速やかに学内委員に学外有識者委員を加えた検討組織を置き、検討する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 柔軟な人事制度の構築

- ア 特任教員等の任用制度を導入する。
- イ 裁量労働制を導入する。(平成30年度～)

(2) 教員業績評価制度の構築

開学後、速やかに教育・研究の促進を目的とした、多面的な視点による新たな教員業績評価制度を検討するとともに、評価結果を研究費の増額やサバティカル制度の活用等に反映させるなどインセンティブが働く仕組みを構築する。(平成31年度～)

(3) 職員の資質向上に関する取組

公立大学法人職員に必要な教育研究活動支援等の知識及び技能習得や、職員の能力及び資質を向上させるためのSD活動(Staff Development:大学等の管理運営組織が、目的・目標の達成に向けて十分機能するよう、管理運営や教育・研究支援に関わる事務職員・技術職員又はその支援組織の資質向上のために実施される研修)などの研修を行う。

また、関連団体が実施する研修に参加する機会を設け、公立大学法人の職員としての自覚を喚起する。

4 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- (1) 事務処理の内容及び方法について、定期的な点検を実施し、必要に応じて改善を行う。
- (2) 業務内容の変化に柔軟に対応し、効果的かつ効率的な事務処理ができるよう、事務組織の定期的な見直しを行う。
- (3) 全学的な課題(退学者減少等)に迅速に対応できるよう、組織横断的に取り組むプロジェクトチームを柔軟に発足させる体制を整備する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置

(1) 組織の見直し

学部・学科編成や適正な入学定員の見直しなど、積極的に改革に取り組み、安定的な経営を確保する。

ア 学部・学科再編の検討

平成29年度から、志願状況や入学者の成績の追跡調査を実施し、地元の高校及び地域経済界等の要望提言を参考に、学部・学科再編に向けて現行の学部・学科のカリキュラム編成の見直しに着手する。

イ 適正な入学定員の見直し

平成30年度募集入試から新たなコースを設定するなどして、環境ツーリズム学部及び企業情報学部の入学定員を見直す。

また、平成31年度募集入試は学部・学科・コース等の再編を行い、入学定員380名をめざす。

(2) 志願者増加と入学定員の確保

ア 学生募集活動

学ぶ意欲の高い志願者を安定的に確保し、増加させるため、ホームページや大学案内、進学業者の媒体などで、大学の特徴や学びの内容の周知を図るなど「間接広報」を展開するとともに、オープンキャンパス、進学相談会の参加ほか、志願者分析による対象地域高校等への高校訪問や教員対象説明会を開催するなど「直接広報」を戦略的に展開する。

高校訪問は、県内及び近隣県を中心にした対象地域で行い、1)研究・教育の内容、学びの特徴、本学の取り組みや成果について理解を図る。2)高校側が求める「就職に関する情報(就職実績、サポート体制)」、「卒業生(在学生)の現況」、また入試制度に関する情報を伝える。3)本学への要望(入試制度、高大連携、大学との協働学修のニーズなど)を聴き取る「広聴活動」を強化する。

また、志願者データや新入生アンケートの分析を基に、志願者増を図る地方試験会場を適切に設定するなど入学定員の確保に向けた対応を強化し、公立大学の平均志願倍率(一般入試5倍程度)を目指す。

イ 大学広報

【大学広報】

地域における教育研究活動の浸透と大学のブランドイメージの向上を図るため、ホームページ(公式ページ)の内容の充実を図るとともに、各種メディアで発信できるよう報道機関への情報提供(プレスリリース)を積極的に行う。

【地域への情報発信】

大学の運営状況や教育研究活動の状況など、ホームページ等で積極的に公開するとともに、設置者である上田市及び市議会に随時運営状況を報告する。

【シンボルマーク等の策定】

市民の期待に応える新大学として、対外的なアピールを強化するため、新たに大学の理念、ビジョン、校歌、校章、シンボルマークなどを、学内選定委員会を設置し、新規制定を検討する。

2 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

学生納付金は、公立大学として、全国の国公立大学との志願者獲得競争に対抗しうる、また高等教育の機会均等に果たす役割を踏まえ、自己収入が増加(経営努力認定:入学定員超過など)した場合は、他の国公立大学との均衡を踏まえた適切な額となるよう見直し、上田市議会の議決、上田市の認可を得るよう取り組む。

- (1) 地元企業や団体、個人への寄付金募集等により、自己収入の確保を図る。
- (2) 外部資金等の募集情報を積極的に収集、教員に迅速に提供し、申請に当たっての内容説明や申請書類作成支援を行うなど、研究支援の体制を強化し、科学研究費助成事業のほか各種補助金、各種寄付金、共同研究・受託研究収入など競争的外部資金獲得を図る。
- (3) 学生募集状況を踏まえ、適正な入学定員の見直しを行う。
- (4) 業務に関する料金や受益者負担金について、他大学の動向や法人の収支状況等を考慮した料金設定を行う。

財務内容の改善に関する指標

◇ 入学志願者の確保や外部研究資金等の獲得に努め、自己収入の6年間総額が、第1期中期計画の総額(6,940百万円)を上回るようにする。

3 経費削減に関する目標を達成するための措置

- (1) 契約方法について入札制度の活用など競争原理を働かせるとともに、物品購入の集約化一元化・複数年契約の導入、外部委託など、経営上の課題を洗い出し対策を進める。また、ICT(事務系システム)の活用による業務改善及び事務業務の効率化、LEDなどの環境負荷低減と節減効果が見

込める機器の導入のほか、節電節水など光熱水費等の節減等により管理経費の健全化を図る。

(2) 定員管理と人件費の抑制

ア 定員管理

入学定員の見直し(定員増)、学部・学科再編、大学院設置など、この中期計画実現のために必要な教員確保にむけて、人事委員会を設けて人事計画策定のうえ、円滑かつ公正な審査を経て、採用する。このほか非常勤教員や任期付教員を含めた教員配置を行う。(定員増に伴う専任教員の増員数:平成30年度1名、平成31年度2名、平成32年度1名、平成33年度1名 計61名)

事務職員は効率的な業務運営を前提とした正規職員、定年後の再任用職員、嘱託職員及び臨時パート職員の配置を行うとともに、総合戦略室には外部人材を登用するなど大学目的を達成するために人員体制を整備する。

イ 人件費の抑制

教育研究水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化、非常勤教員も含めた人員配置等について、定期的に見直し、人件費の抑制を行う。

経費削減に関する指標

◇ 自己収入の増加とともに人件費の抑制に努め、総支出額に占める人件費の割合※を60%以下とすることをめざす。

※ 人件費の割合＝人件費（退職金除く）÷総支出額（運営調整積立金含む）

4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 安全かつ効果的な資産の運用

資産の実態を常に把握・分析し、安全かつ効果的な運用管理を行う。

(2) 地域への施設開放

教育研究に支障のない範囲で、大学施設の地域開放を行う。その際は、受益者負担の観点から、学外者の施設利用料金等を適切に設定する。

第5 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

(1) 学内における自己点検・評価体制の整備

教育研究活動及び業務運営について、教育研究審議会を中心に大学の自己点検・評価体制(学長主導による自己点検評価委員会)を整備し、実行計画を策定し、改善を図るなど、定期的に自己点検・評価を実施する。

(2) 外部評価の活用

大学機関別認証評価等の第三者評価を活用し、教育研究活動や業務運営の見直し及び改善に取り組む。

また、上田市の評価委員会の評価結果を、上記自己点検に反映し、教育研究活動及び大学運営に生かしていく。

(3) 自己点検・評価の公表

自己点検・評価及び外部評価の結果は速やかに公表する。

なお、平成32年度に、志願者状況、人事計画、学部改編ほか中間評価を実施し、評価結果を基に中期計画の進捗状況を検証するとともに、上田市、評価委員会、市議会に報告し、意見を聞き、さらな

る課題解決や改革へのアクションプログラムに着手する。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

公立大学法人として社会への説明責任を果たすため、法人組織のもとに「総合戦略室」を置いて情報公開の促進を図り、法令上公表が定められている事項はもとより教育研究活動や地域貢献活動等について、ホームページ等を通じて積極的に公表する。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

1 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- (1) 人権侵害の防止や法令遵守(コンプライアンス)に対する学生や職員の意識向上を目的とした研修を実施する。
- (2) 文部科学省が示す「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を遵守し、学内の公的研究費のコンプライアンスを徹底する。
- (3) 教職員一人ひとりが誠実かつ公正に諸活動を展開するため、教職員行動規範(仮称)を策定する。

2 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置

- (1) 施設設備の効率的な維持管理を行うとともに、全ての学生が学びやすい良好な教育研究環境の整備に努める。
- (2) 施設設備の整備・更新にあたっては、学部・学科の改編や大学院の設置などを考慮した中長期的な整備計画を策定する。(平成32年度まで)
※ 入学定員の見直しに伴う施設設備は既存のもので対応。
- (3) 学内ネットワークシステムや事務系システム等については、セキュリティ上の観点から適切に保守および更新を行う。
- (4) 学校法人からの寄付金を活用し、教育・研究の向上等を目的とした施設設備の整備・更新(ネットワーク更新含む)を行う際は、用途を特定したうえで実施する。

3 安全管理に関する目標を達成するための措置

- (1) 災害等不測の事態に適切に対応できるよう、防災訓練を実施するとともに、危機管理マニュアルを随時更新し、適切なリスク管理を行う。
- (2) 安全衛生管理に関する研修等を定期的実施する。
- (3) 個人情報保護法を遵守し、個人情報を安全かつ適正に管理・運用する。
- (4) セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等を防止するための研修等を実施する。
- (5) 定期健康診断、ストレスチェック等のシステム化を図り、教職員の健康管理を適切に行う。

4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

LEDなどの環境負荷低減と節減効果が見込める機器の導入のほか、節電節水など光熱水費等の節減等により省エネルギー、省資源化に取り組む。

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成 29 年度～平成 34 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,733
自己収入	6,940
授業料等及び入学検定料収入	6,756
雑収入	184
受託研究等収入	218
寄付金収入	40
合 計	8,931
支出	
業務費	8,495
教育研究経費	2,159
人件費	5,534
一般管理費	802
受託研究費等	218
運営調整積立金	218
合 計	8,931

【各費目の積算にあたっての基本的な考え方】

(1) 運営費交付金

大学を設置し管理するための経費として、上田市に対する普通交付税に導入される「基準財政需要額単位費用（平成 28 年度の数值から毎年 2.5%の減額を想定）×学生数」により計算した。ただし、各事業年度の運営費交付金の額は上田市の予算編成過程において、予算計上される。

(2) 授業料等及び入学検定料収入

学校法人長野学園における平成 28 年度の学生数を基に入学定員数の入学者数を想定した上で積算し、入学定員数の見直しを見込んで積算した。

(3) 雑収入

学校法人長野学園の実績を基に積算した。

(4) 受託研究等収入及び寄附金収入

学校法人長野学園の実績を踏まえつつ、研究および地域貢献活動の活性化に伴う外部資金の新規獲得による収入増を見込んで積算した。

(5) 教育研究経費及び一般管理費

学校法人長野学園の実績を基に積算した。

(6) 人件費

学校法人長野学園の実績を基に、教員および職員の定年退職に伴う補充採用と、入学定員数の見直しに伴う教員の拡充採用を見込んで積算した。

なお、役員および職員の退職給付に充てるため、退職一時金の支給額を簡便法により試算し、その100%を退職給付引当金繰入額として積算した額を含んでいる。

(7) 運営調整積立金

今後法人の運営における教育・研究活動の充実等への対応を目的とした積立金として、運営費交付金の剰余額を見込んで積算した。

2 収支計画（平成 29 年度～平成 34 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	8,623
經常費用	8,623
業務費	7,701
教育研究経費	1,949
受託事業研究費等	218
人件費	5,534
一般管理費	802
減価償却費(出資された建物・図書除く)	120
収入の部	8,841
經常収益	8,841
運営費交付金収益	1,733
授業料収益	5,450
入学金収益	953
検定料収益	143
受託研究等収益	218
寄附金収益	40
財務収益	32
雑益	152
資産見返戻入	120
臨時収益	0
純利益	218
総利益	218

3 資金計画（平成 29 年度～平成 34 年度）

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	13,508
業務活動による支出	8,400
投資活動による支出	211
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	4,897
資金収入	13,508
業務活動による収入	13,476
運営費交付金による収入	1,733
授業料等及び入学検定料による収入	6,756
受託研究等による収入	218
寄附金による収入 ※	4,617
その他の収入	152
投資活動による収入	32
財務活動による収入	0

※ 学校法人長野学園からの寄附金による収入を含んでいる。

第8 短期借入金の限度額

1 限度額

2億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第9 重要財産の処分（譲渡・担保提供）計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第11 施設・設備に関する計画

中長期的な施設・設備計画については、平成30年度を目途に策定する。その他については、各事業年度の予算編成過程等において決定する。

第12 人事に関する計画

人件費の抑制を念頭に置き、中長期的な職員の定数管理計画を策定し、その実現に向けた取り組みを行う。

第13 積立金の使途

なし

第14 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし